

岩手県告示第272号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、次のとおり、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域としての指定を解除する。

令和元年9月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定を解除する区域 一関市山目町二丁目571番の一部（別紙図面のとおりに。）
- 2 指定を解除する区域において土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン
- 3 指定を解除する区域において土壤の汚染状態が省令第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 4 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 なし（省令第8条第2項の方法により当該区域の土壤を調査した結果、土壤汚染対策法第6条第1項第1号に該当しないと認められたものであること。）

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課及び県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。